

< 提案 2 > 「施策の方向」ごとに全事業を進行管理

基本目標 1 家庭における子育てへの支援

施策の方向 6 要保護児童への支援

施策の方向性

子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。

No	事業名	担当課	事業内容
1	家庭児童相談	こども課	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。
2 ※	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	こども課	児童虐待や非行等、保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦等に関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図る。
3	カウンセリングセンターの電話、面接相談	学校教育課	保護者を対象に、不登校、無気力、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。
4	教育相談	打出教育文化センター	子どもとその保護者を対象に、心のケア、不登校、子どもの情緒不安、学習不安等の相談を行う。必要に応じて専門相談員による遊びを通した子どもの実態分析を実施する。

< 子育て未来応援プラン「あしや」より抜粋（P.52） >



報告書イメージ

各所管課が「施策の方向」ごとに事業等の実施状況と今後の課題（目標）を報告

担当課		施策の方向性を踏まえた事業等の実施状況と今後の課題（目標）
1	こども課	
	実施事業	No.1「家庭児童相談」 No.2「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）」
2	学校教育課	
	実施事業	No.3「カウンセリングセンターの電話、面接相談」
3	打出教育文化センター	
	実施事業	No.4「教育相談」